

防災・減災対策の推進を岩国市に求める決議

昨今、全国的に、豪雨、台風、地震など、自然災害の頻発化、激甚化に見舞われている。本市を含む県東部地域においても、中国山地の丘陵が瀬戸内海側に向かってせりだし、急傾斜地が多いこと、また、錦川水系、島田川水系など急峻な河川が多いことから、平成11年台風第18号では、錦川やその支流の宇佐川が氾濫し、家屋の全半壊など多大な被害をもたらし、平成17年台風第14号では、市内各地で住家の床上浸水や土砂災害が大規模に発生した。その後も、平成26年8月、平成30年7月、令和2年8月と立て続けに豪雨に見舞われた際、河川水害や土砂災害など甚大な被害が発生している。

加えて、大竹断層が位置することもあり、地震においても、急傾斜地崩壊、地滑り発生等、甚大な被害が想定されるとともに、瀬戸内海に面した海岸線において、台風による高潮、地震による津波発生の危険性にさらされている。

こうした大規模自然災害への備えを強化し市民の生命・財産を守るため、河川の流域全体で取り組む「流域治水」の考え方を踏まえ、改良復旧等の河川堤防の強化、しゅんせつの集中的な実施などのハード面の整備と、住民の避難体制強化を含むソフト面の充実を一体にした事前防災への取組を強力に推進する必要がある。

また、高度経済成長期以降に整備されたインフラが今後、一斉に老朽化することから、劣化が少ないうちに補修する「予防保全型」に転換することで、メンテナンスコストを削減し、道路、兼用護岸、橋梁などの老朽化対策を計画的かつ確実に推し進めなければならない。

さらに、昨今では、自助、共助及び公助が合わさることで被災後の災害対策が機能することが共通認識となってきた。災害特性は地域によって様々であり、地域のことは地域の住民が一番熟知していることから、地域に居住する人たちが地域の防災の課題を抽出し、みんなで知恵を出し合いながら問題解決を図っていく環境整備が必要となる。

よって、市におかれては、防災・減災に向けた国土強靱化のための対策及び自助、共助及び公助が組み合わさった地域防災対策の強化を着実に推進するため、下記の措置を講じられるよう提言する。

記

一 防災分野について

1 総論

- (1) 災害復旧資材の取扱いについては柔軟に対応すること
- (2) 資材業者との災害協定を締結すること
- (3) 予防保全のための予算の確保及び法整備を求めること
- (4) 土木職員・業者等の確保に努めること
- (5) 県と連携し、リスクの共有化を図ること
- (6) 国・県と連携し、新たな補助金の創設や法整備を求めること

2 河川整備

- (1) 流域治水の観点から、計画的なしゅんせつ・護岸工事の取組を進めるとともに、準用河川における整備計画の策定を検討すること
- (2) 河川パトロールを強化すること

3 道路整備

- (1) 注意喚起看板を整備するなど、道路の冠水危険箇所の周知を徹底するための対策を進めること
- (2) 緊急輸送道路等の機能保全など国土強靱化の推進を図ること

4 急傾斜地等土砂災害対策

- (1) 急傾斜地等土砂災害対策として国・県の事業だけでなく、岩国市において独自の支援制度を設けること
- (2) 小規模急傾斜地崩壊対策事業における事業不採択の数が減少できるよう、予算の増額を図り、対象要件の緩和措置を設けること
- (3) 山地災害の危険性が高い地域について、計画的・重点的に予防施設等の整備を進めるとともに、小規模治山事業について、現況に合わせた採択を行うこと

二 減災分野について

1 自主防災組織・避難訓練等について

- (1) 市内各自治会・自主防災組織等と連携し、広域的な避難訓練を実施すること
- (2) 地域の自主防災組織や企業などで、防災の中心的な担い手となる防災士や地域防災リーダーの育成を図るよう、取組を推進すること

2 被災後の支援について

- (1) 岩国市土砂等撤去事業補助金の上限額を引き上げること
- (2) 災害見舞金について、支給対象を戸籍上の世帯単位とすることや、罹災証明書の交付と併せて支給できるようにするなど、手続を簡素化すること
- (3) 学用品の給付について、就学上支障が生じないように、基準額の増額を検討すること

以上、決議する。

令和4年6月27日

岩 国 市 議 会